

## 吉田町アンテナショップ取扱商品募集要項

### 1 趣旨

当町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上げが減少した事業者の販路拡大や新規事業のマーケティングの場としての活用のほか、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に起業を目指す人のチャレンジの場などとして、トレーラーハウスの形態のアンテナショップを開設する。

このアンテナショップの開設に当たり、次のとおり商品を出品する事業者を募集する。

### 2 アンテナショップの概要

- (1) 所在地 吉田町片岡2499-2 (小山城駐車場)
- (2) 開設日 令和3年5月8日(土)(予定)
- (3) 営業時間 10時~16時30分(予定)
- (4) 定休日 毎週月曜日、第2、第4火曜日(予定)
- (5) 出品スペース 原則、1事業者につき、幅80cm・奥行25~30cm程度のサイズの陳列棚一段を使用

### 3 募集要領

#### (1) 出品申請

出品を希望する事業者は、5の出品条件を了承した上で以下のとおり必要書類を提出しなければならない。

ア 提出書類 アンテナショップ出品申請書(様式)及び参考資料

イ 募集開始日 令和3年4月1日(木)から

※出品事業者が4者決定するまで。

ウ 提出先 吉田町住吉87番地 吉田町企画課

エ 提出方法 持参

オ その他 提出書類の作成に係る一切の費用は事業者の負担とし、提出書類については返却しない。

#### (2) 出品事業者の決定

町はアンテナショップ出品申請書を提出した事業者のうち、4の参加資格要件を満たし、かつ、アンテナショップへの出品に適していると認められる事業者を決定する。

(3) 出品事業者は、出品に当たり町と契約を締結する。

(4) 出品事業者は、出品に係る権利を他者へ譲渡してはならない。

#### 4 参加資格要件

この募集に参加できる事業者は、次の条件を満たす法人又は個人とする。

- (1) 町内において、現在事業を営んでいる又は今後営む予定であること。
- (2) 出品申請に関する書類を提出する時点において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 町に支払うべき税金及び料金の未納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

#### 5 出品条件

- (1) 販売価格は、一般市場価格相当とすること。
- (2) 販売に必要な各種法令に基づく許認可等は、出品事業者が取得すること。
- (3) 商品の搬入、搬出時間はアンテナショップの開店時間内とし、方法については企画課の指示に従うこと。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し徹底を図ること。
- (5) 販売手数料として、商品の1か月分の売上金額の10%を該当月の翌月の15日までに町へ納めること。

#### 6 決定の取消し

- (1) 出品事業者が出品条件に違反したとき。
- (2) 出品事業者が参加資格を失ったとき。

7 出品事業者は、商品について町又は第三者に損害を与えたときは、全て自らの責任でその損害を賠償しなければならない。

8 その他販売に関し疑義が生じた場合は企画課の指示を受けること。